

発委第 2 号

東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の  
強化を求める意見書

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項及  
び八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提  
出します。

令和 8 年 6 月 5 日

提 出 者

総務経済常任委員会委員長 牧 野 仁

八雲町議会議長 大久保 建一 様

## 東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書

我が国においては、依然として東京圏への人口、企業、大学、行政機能等の過度な集中が続いており、地方における人口減少、担い手不足、地域経済の縮小、交通・医療等の生活基盤の弱体化といった問題が一層深刻化している。

税収の違いから、どこの自治体に住むかによって、子育て支援や医療などの行政サービスにある程度差が生じることはやむを得ないが、現状においては、東京の一極集中に歯止めがかからず、税収が東京だけに集まって、地方が疲弊し続けているのが実態である。

また、当町を含む道南地域においては、急速な人口減少と高齢化の進行により、水産業、農業、観光業等の基幹産業の担い手不足が顕在化するとともに、医療人材の確保や病院経営の面でも厳しい状況が生じており、地域に安心して住み続けるための条件そのものが揺らぎつつある。

このような状況は、個々の地方自治体の自主的努力のみで克服できるものではなく、東京一極集中という国土構造上の問題に起因するものであり、国が責任をもってその是正に取り組み、地方分散型の国土構造への転換を図るとともに、地方における産業・雇用・生活基盤を総合的に支える政策を強力に推進することが不可欠である。

よって、国に対し、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
  - 2 東京圏への人口、産業、大学及び行政機能の過度な集中を是正し、多極分散型国土の形成を国家戦略として明確に位置付け、中長期的視点に立った総合施策を推進すること。
  - 3 企業の本社機能及び研究開発拠点等の地方分散を推進するため、地方移転・地方拠点設置に対する財政支援制度の恒久化・拡充を図ること。
  - 4 道南地域の基幹産業である水産業、農業及び観光業の高度化・高付加価値を支援するとともに、再生可能エネルギーなどの地域特性を活かした新産業の創出に対する重点的支援を行うこと。
  - 5 人口減少地域における医療提供体制の維持が困難となりつつある現状を踏まえ、地方においても安心して生活できるよう、医療人材の確保支援や地域医療体制の維持に対する財政措置を講じること。
  - 6 地方公共交通の維持・確保に対する安定的な財政措置を講じるとともに、高速通信網の整備及びテレワーク環境の構築など、地方においても多様な働き方が可能となるデジタル基盤の強化を図ること。
  - 7 地方自治体が将来にわたり安定的に行政サービスを提供できるよう、地方交付税の安定確保及び地方創生関連交付金の維持・拡充を行うこと。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 5 日

北海道二海郡八雲町議会議長 大久保 建一

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣(地方創生)